

雄武町地域公共交通活性化協議会庶務規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、雄武町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の庶務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（事務局）

第2条 協議会の庶務を処理するため、公共交通を所管する課に事務局を置く。

（所掌事務）

第3条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

（職員等）

第4条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、公共交通を所管する課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、公共交通を所管する課の職員をもって充てる。

（専決事項）

第5条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

（文書の取扱い）

第6条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、雄武町が定めている文書の取扱いの例による。

（公印の取扱い）

第7条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、寸法、書体、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

- 2 協議会の公印の管理は、事務局長が行う。

（委任）

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年10月18日から施行する。

別表（第7条関係）

名称	形状・寸法	書体	用途	個数	管理者
雄武町地域公共交通 活性化協議会会長の 印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 雄武町地域 公共交通活 性化協議会 会長の印 </div> 21mm×21mm	隷書	会長名をもって発す る文書	1	事務局長